

社会福祉法人 菊池愛泉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	<p>評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の招集事項（日時及び場所、議題、議案の概要）を定め、評議員に招集通知を发出することになっているが、評議員会の招集事項を理事会で決議せず、通知を出している。評議員会の招集は適正な手続きを経て行うこと。</p> <p>【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12】</p>	<p>今回の評議員会（令和5年度定時評議員会）の招集は、理事会にて日時及び場所、議題、議案の概要について決議し、通知を出すように改める。</p>	R4.10
4	実地	<p>拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分資金収支計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支計算書を作成すること。</p> <p>【会計省令第18条、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）別添3 勘定科目説明】</p>	<p>勘定科目の誤りは、それぞれ適正な勘定区分の名称に変更し、区分が足りなかった勘定科目は、適正な区分に改めた。</p>	R4.10
4	実地	<p>拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分事業活動計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動計算書を作成すること。</p> <p>【会計省令第24条、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）別添3 勘定科目説明】</p>	<p>勘定科目の誤りは、それぞれ適正な勘定区分の名称に変更し、区分が足りなかった勘定科目は、適正な区分に改めた。</p>	R4.10
4	実地	<p>拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分資金収支明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支明細書を作成すること。</p> <p>【会計省令第30条第4項、運用上の取扱い 25 附属明細書について（2）別紙3（⑩）、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）別添3】</p>	<p>勘定科目の誤りは、それぞれ適正な勘定区分の名称に変更し、区分が足りなかった勘定科目は、適正な区分に改めた。</p>	R4.10

4	実地	<p>拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑩））の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分事業活動明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動明細書を作成すること。</p> <p>【会計省令第30条第4項、運用上の取扱い 25 附属明細書について（2）別紙3（⑩）、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）別添3】</p>	勘定科目の誤りは、それぞれ適正な勘定区分の名称に変更し、区分が足りなかった勘定科目は、適正な区分に改めた。	R4.10
4	実地	<p>法人単位貸借対照表（第三号第一様式）が作成されていないので作成すること。</p> <p>【会計省令第27条第1項、第4項】</p>	法人単位貸借対照表（第三号第一様式）は、作成していたが提出しそびれていた。不足なく提出することにする。	R4.10
4	実地	<p>経理規程について、社会福祉法等の改正に対応していない箇所、これまでの修正が適正でない箇所がみられる。モデル経理規程を参考に経理規程を適正に改正すること。</p> <p>【留意事項 1 管理組織の確立（4）】</p>	経理規定はモデル経理規程を参考にして、全面的に改正する予定である。（別紙参照） 令和5年3月8日に行われる理事会にて決議する予定である。	R4.10
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期（3～5年に1回実施）に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期